

「障害者自立支援法に地域の声を届けよう！」
シンポジウム Part
～ 私たちの声を私たち自身が国会に届けるために～



司会：

土曜日の午後でまた雪で悪路の中、このようにたくさんの方が集まっていたいただきありがとうございます。今日、司会進行を勤めさせていただきます、小谷晴子と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、障害者自立支援法に地域の声を届けよう北海道実行委員会の実行委員長である坂内洋士より開会のあいさつをさせていただきます。

坂内洋士実行委員長あいさつ

皆さんこんにちは、本日は、ご多忙中にもかかわらずご出席頂きましたシンポジストの皆さまと、ご参加を頂きました皆さまに心から感謝申し上げます。

私たちは、昨年よりシンポジウムを開催し数を重ね、3回目となりました。これまで全国でも色々な運動や各地でのシンポジウムを行ってきて、私達障害者自身と関係者がともに声を上げてきました。しかし国はその声を無視するかのよう障害者はもとよりその家族、支援者に、未だかつて無い苦しみや痛みを強いてきました。その結果何件かの自殺者が出ました。北海道でもあってはならない悲しい出来事がありました。自殺者がまた出たのです。この話は後から報告があります。

今日は各政党の方々をご列席して頂いているので、皆さんからの声をどんどん上げて下さい。

以上、主催者を代表して挨拶といたします。本日は、誠にありがとうございました。

司会

それでは早速、シンポジウムを開催したいと思います。
ここからは、コーディネーターである西村正樹をお願いいたします。

西村

ただいまからシンポジウムを開催いたします。進行につきましては、皆様のお手元の資料の1ページと2ページに載っていますのでご覧になっていただきたいと思います。テーマとしましては、障害者自立支援法の施行にともない、4月から費用負担が始まり10月から本格実施がされていますが、現在どのような課題があるのか、特にこの障害者自立支援法は、利用者、家族、事業所、行政と各方面から、極めて評判が良くない法律でもあります。そうした現状から、この法律名のとおり障害者の自立を支援する法律になることができるのか、あるいは障害当事者からは、逆に、この法律は自立阻害法である自立試練法である、更には、は自殺支援法であるという非難が出てきていますが、そうした非難がでてくる問題がどこにあるのか、または、そうした問題をどう改善できるのかということを中心に、このシンポジウムでは、皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

本日のシンポジストは、道内の各政党の国会議員の皆さまにお引き受けいただきました。

ご紹介いたします。自民党の厚生労働部会長の石崎衆議院議員と公明党の風間参議院議員、それから民主党の逢坂衆議院議員、さらに共産党の紙参議院議員です。この4名の皆さんと、議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

進め方につきましては、まず各政党の立場から20分程度の時間を頂戴しまして、現在の自立支援法に関する考え方、あるいは今度どのように対応されるのかということのご発言をいただきたいと思っております。そしてその後、休憩を挟みましてこのシンポジウムの申し込みにあたりまして、それぞれ指定発言に関する希望をとっておりましたが、その希望をされている12名の方々に、それぞれの立場からこの自立支援法に対する課題等々のご発言をしていただくと思っております。そしてその発言を受けまして、その後、同じく各シンポジストの皆様方からコメントを頂戴していきたいと思っております。

以上の流れで進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

では、自由民主党衆議院議員厚生労働部会長の石崎議員からご発言をお願いいたします。

石崎岳衆議院議員(自由民主党)

・プロフィール

1955年旭川市で生まれる。

1979年京都大学を卒業後、北海道放送(HBC)に入社し、1992年からHBCテレビ「レポート6」キャスターを務める。

1996年衆議院北海道第3区で初当選し、現在3期目を務めている。

1998年には一期目で北海道開発庁政務次官を務める。現在、衆議院厚生労働委員会、環境委員会等に所属し、党内では厚生労働部会長、障害者特別委員会委員長代理等を務めている。

皆さん、こんにちは。ご苦労様です。ただいまご紹介いただきました自由民主党の衆議院議員を務めております石崎岳です。現在、自民党の厚生労働部会長をしておりまして、厚生労働部会というのは、党の中で主に社会保障と労働政策を決める部門です。いまは年末をひかえまして、予算、税制などの仕事が佳境に入り、今月20日に来年度予算それから今年度の補正予算が内示をされる予定ですが、先般、自民・公明両党の政調会長の会談で、今年度の

補正予算の、4つの柱の1つとして、この自立支援法の円滑な運営のための予算を組むことが決まりました。その中で、なるべく多くの仕事ができるように今、議論をしている最中です。

前回もこのシンポジウムに出ささせていただきましたが、障害者自立支援法については、色々な方々から地域で意見を聞かせていただいております。あるいは色々な施設や現場に行きまして、その現場の状況を見ながら、実態を勉強させていただいておりますが、大変に厳しいご意見やご批判があることは重々承知をしておりますせっかくの機会ですから、皆様のご意見をしっかりと聞いて、さしあたっては月末の予算編成に向けて、少しでも反映していけるように与党の立場として頑張っていきたいと考えているところです。

そもそも障害者施策、措置から支援費そしてこの自立支援法へという、この法律にもられた理念は、私は正しい方向だと思っております。問題は、その実施にあたって現場に混乱をもたらす、あるいは障害者ご自身に負担感を増し、それに携わるもろもろの方々の中でも、混乱があるということ、そういう現状ではないかなと認識をしております。ですから本来の法律の趣旨というものがしっかり具現化され、実施をされる、その方向で我々もしっかり頑張っていきたいと考えているところです。4月と10月というステップの中で、断続的に私どもは主に厚生労働省に対して、この法律のスムーズな実施について、各方面からの要望を踏まえながら折衝を続けてまいりました。8月の段階でもこの10月の本格実施を前にして色々な現場からのご要望があるので、あるいはご批判があるので、それを踏まえてスムーズな実施のための考え方、それを8月の段階で決定をいたしました。

9月に総理大臣が交代し、自民党の中の人事体制も変わりましたが、党の中に障害者福祉委員会というものを作りまして、毎週この自立支援法の問題について議論をまいりました。障害者の関係団体からもヒヤリングを行い、あるいは施設、事業所運営をされている方々のヒヤリングも行い、そしてもちろん厚生労働省あるいは議員、現場からの声というものを積み重ねて議論をまいりました。そして一昨日、この障害者福祉委員会として自立支援法の円滑な運営のための改善策の中間取りまとめをまとめたばかりですので、そのことを報告させていただきたいと思えます。大変に激しい議論、活発な議論を毎週、積み重ねてまいりましたけれども、いろんな問題や批判、意見が存在するというのを踏まえながら、より良い方向にむけて、対応していかなければならないということで、我が党としての改善策については、3本柱を掲げました。

一つは「利用者負担の更なる軽減」というポイント、二つ目は「事業者に対する激変緩和措置」というポイント、三つ目は「新たなサービスへの移行のための緊急的な経過措置」の三点を中心に取りまとめたところです。

先程、申し上げましたように党としてこの考えを取りまとめ今、連立与党として公明党の皆様方とも協議をし、そのうえで今月末に決まります本年度の補正予算、更には来年度予算の中で、この我々の改善策が具体的に予算化され、形となるように今、折衝を重ねているところであります。

改善策中間まとめを少しご紹介させていただきますと、1番目の「利用者負担の軽減」ですが、利用者負担については春から大変なご指摘をいただいております。工賃より利用者負担が高いのはおかしいという声に代表されるような不合理について、私どもとしては、通所、在宅の方々を中心に経過的に負担上減額を引き下げる方向です。基本的には社会福祉法人減免の1/2を1/4にする。併せて軽減の対象を社会福祉法人のみならずNPO法人利用者にも広げる。障害児については、通所、在宅のみならず入所にも対象を拡大するという要望をさせていただいております。それから工賃の引き上げ、工賃倍増計画を打ち出しておりますが、工賃引き上げのインセンティブ(誘因)を高めるために入所施設において工賃が28万8千円まで確実に残るように従来の工賃控除を復活し、4月にさかのぼって適用する。こういうことを要望しております。

2番目の「事業者に対する激変緩和措置」ですが、これについて日割の問題についてご批判をいただいているところですが、旧体系サービスにかかる従前報酬の80%を保障するという、これまでの考え方でありましたが、これを旧体系サービスの90%保障するというのを打ち出しております。

また、旧体系から新体系にサービスを移行した場合についても同様の保障措置を設ける。それから利用者が利用

しやすいように通所について送迎加算を設ける。さらに入所施設の利用者が入院した場合に算定される報酬についての要件の緩和も打ち出しております。

3番目の、「新たなサービスへの移行等のための緊急的な経過措置」については、サービス体系が抜本的に見直される中で、直ちには新体系に移行できない事業者に対する経過的な支援であり、小規模作業所などに対しては従前通りの支援を行います。すなわちこれまでの対策、つまり1箇所110万円の支援を復活させることも考えておりますし、グループホームの立ち上げの支援策、それから視覚障害者等に対する移動支援の充実といったことを考えております。また、極端な物価上昇による事業への影響、これは主に油代の高騰をさしておりますが、この燃料費の高騰についてこの交付金から措置できるような仕組みを考えております。

2番目の激変緩和措置と3番目の経過措置は、この補正予算で都道府県に基金を積むことで対応する予定です。

4番目は「障害程度区分の見直し」ですが、これも昨年来から様々なご意見、ご批判をいただいておりますが、障害程度区分につきましては、障害特性を反映した仕組みというものをもう一度考えてみよう。これは今やっている判定の状況をつぶさに点検をして、そのうえで障害の特性というものが判定に反映される仕組みを更に研究をして、抜本的な見直しを行いたいと考えております。

その他いろいろ議論したうえでのが党の結論というものを出しておりますけれども、その他としては、5年後の見直しの時も、入所者が施設から出されることがないように対策をする。あるいは、新体系サービスのあり方については、3年後の見直しに向けた検討を早めに開始をするということ。それから所得の確保、これについても地域移行・地域生活に必要な工賃というものがしっかりと確保されるような取り組みを強化する、あるいはグループホームとケアホームの充実、つまり障害者の住まいの場の確保という政策を進めていくということ、それから様々な関係者の連携、福祉・医療・教育・雇用こういった方々との関係を深めていく政策、あるいは法の理念や制度についてもっともっと良く知ってもらい、これは自治体関係者も含めて理解をしてもらうよう周知徹底をする、そういうことを進めていこうと考えています。それから重度障害者に対してホームヘルプ事業の国庫負担基準の趣旨について再度周知徹底をする。重度障害者へのサービスの確保を図る、こういったことを一昨日(06年11月30日)我が党の障害福祉委員会で取りまとめただけです。この内容を12月20日に決まります本年度の補正予算になるべく多く実現するように、そのために全力を挙げているところです。

今年度も自立支援法、あるいは障害者福祉の予算自体は前年度の比べて11%伸ばしています。支援費から、自立支援法へという流れの中で、財源不足が大変大きな問題となっていました。義務的経費という、障害者福祉の財源政策の大転換を、自立支援法を成立させることによって国の政策として決定させていただきました。このことは大変大きなことであります。

それから三障害を同じ枠の中で等しく取り組んでいく、あるいは障害者自身が選択してゆける形を作っていく。さらには就労支援、所得の確保。これら大事なポイントについて、ひとつの道筋をつけていこうという、非常に幅広い、トータルな自立支援法というものを立案し、成立をさせていただいたところでありますが、実際にスタートしてみても負担の問題やこれまでの仕組みと大きく違う部分について、現場での戸惑い、あるいは負担増、あるいは関係者の理解がまだ進んでいない、自治体行政担当者の指導力不足なども現実としてあるということは認識をしています。そういったことから、法の理念をしっかりと踏まえ、本来の理念がしっかりと発揮されるように、我々も具体的な個々の問題について皆様方のご意見を聞きながら、一つ一つ解決をしていって、この法の理念を実現していきたいと考えています。

西村

どうもありがとうございました。皆様のお手元の資料には、各政党から頂戴した資料や新聞記事などの資料も掲載していますが、先ほど石崎議員からお話のありました内容につきまして、12月1日の毎日新聞でも発表されています。残念ながら今回の資料の印刷には間に合いませんでしたので、掲載していないことをお詫びいたします。

石崎議員からお話のありました内容につきましては、来週にでも、DPI北海道からメーリングリストで、添付資料として提供させていただきます。

続きまして、公明党の風間参議院議員にお願いいたします。

風間昶参議院議員(公明党)

・プロフィール

1947年剣淵町で生まれる。

1972年札幌医科大学卒業後、北海道大学整形外科をはじめ、函館中央病院、江別市立病院等に勤務。また、ボランティアで過疎地の医療訪問団(13回)に参加している。

1992年参議院議員に北海道選挙区で初当選し、現在3期目を務めている。

環境副大臣などを歴任し、現在、参議院内閣委員会、行政監視委員会に所属し、党内では、参議院議員団副会長、北海道方面議長等を務めている。

公明党の風間でございます。本日の実行委員の方々からも11月5日にご要請、宿題をいただいております。その時はサービス利用法と、サービス基盤とサービスの格差の問題についてもお話をいただきました。今日はさらに議論をさせていただきたいと思っています。

先ほど、石崎衆議院議員からも経緯についてお話がりましたが、4月に一部施行になってからも公明党としては障害者団体の皆様や事業所団体の皆様から、このままでは本当の障害者の自立になっていないとお声をいただいて、様々なご要望もいただきましたから、私どもとしては現実に沿った形で修正を含めて、さらに政府に追加的措置をしなければいけないということを要請してまいりました。10月に本格施行になって、より厳しさを利用者の方々からご意見をいただきました。さらに10月20日には自治労さんから5点にわたる要望もいただいたわけでありますので、私たちとしては真摯にこれを受けとめていかなければいけないと思っています。

ひるがえってみますと、安倍政権発足時に公明党が自民党と政権合意をした中でも、自立支援法を円滑に運用するための措置を盛り込むようにということがあります。自民党は障害者の施策に関する現行法の不都合な点をどのように改善していったら、本当の意味で自立支援にしていくかということが議論されてきたようです。

私どもも10月末までに各団体の皆様からいろんな声をいただきまして、本当の意味での障害者自立支援法にはまだまだ厳しい実態があることから、障害者の方がきちんと自立できるような基盤整備を含めた仕組みを、もう一度練り直す必要があるのではないかと感じています。特にその中でも現実に生活に関わる不都合な部分を改善していくための方策としては、来年度初頭にも来年度予算がありますが、その前に補正予算できちんと障害者自立支援が円滑に運用していける措置を盛り込むべきだということを強く主張をさせていただきまして、11月24日に障害者自立支援に関する具体的な運用の、円滑な運用について補正予算に盛り込めということを要請しまして、そして、石崎議員からもお話があったように具体的に進めようということになりました。

今日(12月2日)の北海道新聞にも出ていますように、具体的に障害者自立支援法の円滑な運用の措置として2008年まで1200億円の予算を確保していくことで、先般、自民党、公明党の政調会長の合意がなされました。その円滑な運用の柱は3つあると思いますが、利用者負担の軽減です。2007年、2008年の2年で240億円、恒久的な措置にしなくてはいけないと、つまり一時の措置ではなくて、恒久的な措置にしなくてはいけないと話です。それには補正予算ではなくて、当初予算に2007年度、2008年度盛り込んでいくことを決めさせていただきました。

そして、もうひとつは、利用者の問題もさることながら、事業者の方々の問題も極めて大きいわけですから、これは国が具体的な政策を示した上で、皆様のご意見をいただきながら来年初頭の2006年度補正予算で960億円を計上させていただくということで、激変緩和の手当てをするということでございます。

2006年12月2日

そして3点目には、小規模作業所から新たな事業形態に移っていくときに、かなりハードルが高いわけですから、そのことについての緊急的な措置をきちんとやらなければならない。中身的には通所サービス施設への報酬を加算させていただくか、あるいは前年の収入の8割は保障を行う見込みです。具体的な詰めはこれから与党で行うところ

です。
まだまだこれでは足りないというところもあるでしょうが、さしあたっての障害者の皆さんの自立に向けて進めていかなければいけないと思っています。

もうひとつは、民主党さんの案で、今夏の自立支援法についての定率負担を応能負担に戻せということがありました。今回の利用者負担の見直しというのはどんな人でも、誰でも対等にサービスを受けられることから負担の考え方を戻してしまうと、自立という考え方に逆行すると私もはっています。新たな障害者増に基づいて利用者負担の考え方を見直させていただいて、さらに必要な配慮、措置をきめ細かに講じていくことが本当の意味で必要な自立支援法に魂を入れることになると思っています。

西村

ありがとうございました。それでは続きまして、民主党の逢坂衆議院議員に、お願いいたします。

逢坂誠二衆議院議員(民主党)

・プロフィール

1959年ニセコ町で生まれる。

1983年北海道大学薬学部卒業後、ニセコ町役場勤務。総務課財政係長などを経て、1994年11月から2005年8月までニセコ町長(3期)を務める。この間、全国初の自治基本条例となった「ニセコ町まちづくり基本条例」の制定や予算を町民に分かりやすく解説した「もっと知りたい ことしの仕事」の発行等に取り組む。

2006年、衆議院北海道比例区で初当選し、現在1期目。

衆議院総務委員会、日本国憲法に関する調査特別委員会に所属し、党内では副幹事長、北海道副代表等を務めている。

民主党の逢坂です。本来ですと、民主党の厚生労働部門のトップである三井辨雄さんが来るはずだったのですが、別の用務の都合でどうしても出席できず、私が代打で参りました。よろしくお願ひいたします。

だんだん寒くなってきて、私の地元のニセコも雪が降ってきました。雪が降ると、私のように元気な人間でも外に出るのが辛くなるのですが、皆さんはもっとご苦労されているのだらうと思います。

昨日、私どもの党の福祉政策について中心的な役割を担っている京都選出の山井(やまのい)議員と話をしました。山井さんからは、「逢坂さんやっぱり俺たちの主張が正しかったよな。障害者自立支援法というけれども、まったく自立支援法じゃなかった。これは火を見るより明らかだった」。どうしたのですかとお聞きしたら、「だって逢坂さんも今朝の新聞を見ただろう。与党が補正予算でこの法律の不備を補おうとし始めたようだけど、結局はあの法律がうまくいっていないというのを自ら認めざるを得なかったということだよな」という話になりました。もちろん私も「そうですね」と同意をしました。国会の場では与党と野党の力や対立の関係がありますが、与党野党の対立はともかくとしても、とにかくこの法律がおかしかったんだということ、それが補正予算とは言え認めてもらえそうな方向になっていることは多くの障害者の皆さんの力だったんだと私は思っています。特に10月の末に15000人も国会の周りに来ていただいた。あそこに来ていただくだけでも大変なことだったらうと思うけれども、実際にご苦労されている現実の声が、やはりこの法律はだめだという方向に向わせる力になってきたと思っています。だから今日は、私がこう思うなどと話をするよりも、皆さんからいろいろな声を聞かせてもらえれば、またそれを皆さんの代弁者として国会の場で発言してまい

りたいと思っています。

ただし、この点だけはしっかりと押さえておいていただきたいのです。昨日、山井さんと話したのですが、今回のこの障害者自立支援法を提案し、多くの反対があったにもかかわらず、その制定を強く主張をしたのは誰だったのかということ。今度は、その同じ人たちが、法律に不備があったから補正予算でその不備をとりあえず直すと言っている。こんな矛盾を皆さんには、しっかりと認識してもらいたいのです。山井さんはこんな面白い話をしました。「どこか後ろで怪我をさせた人が明るいところへ出てきて傷の手当をしているようなもので、おかしい」という話をしていた。そういうおかしな現実があるということをしかりと押さえてください。

与党もこの法律の不条理さを認識したわけですから、これからどこをどう直していくかについて私たちもさらに一生懸命になってやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この法律は障害者自立支援法ではなくて、障害者自立阻害法とか障害者自殺支援法とか言われているのは私から申すまでもありません。

今回のこの法律は、ひとつには障害の皆さんの急激な自己負担の増加。これがそもそも大きな混乱を引き起こすもとになっているのは言うまでもないことです。もちろん自己負担が必要か必要でないかなどについて十分議論をされなければいけません。議論が十分ではない中で原則自己負担1割ということを決めたことが大きな問題です。

それから、現場の実態を踏まえぬ基準によって、施設の経営が極めて困難な状況に陥っていることも大きな問題です。

もうひとつ、障害者の皆さんの認定の問題です。程度区分をどうするか、それをどうやって認定するのか、そこに準備不足があったのも問題です。

私たちは、障害者自立支援法ができる前までの制度や仕組みで良いとは思っていません。やはり、変えるところは変えなければいけないと思っていますが、しっかりと議論をし、検討をし、変更すべきだったのです。しかし十分な議論、検討、準備をしない中で変えてきたことが、多くの問題を引き起こしています。

先ほどのどなたかの発言で、「行政担当者の指導力不足が今回の混乱の原因」であるかのような話がありました。皆さん本当にそう思われますか。いろんな市町村の役所の皆さんは、本当はきちんと説明したいと思っているのです。しかし、国からの確定的な情報が直前まで来ない中で、説明したくても出来なかったのです。自治体担当者の指導力不足ではなくて、国の準備不足の影響が大きかったのです。

それからこんな現状になった中で、今全国の自治体で何が行われようとしていますか。財政力のあるところとないところ。いろんな自治体があるのですが、その自治体ごとにサービスの格差が生まれている。国民が生きていくうえでの最低限のサービスについて差がつき始めているのです。また自治体の現場では、生活できない人たちを目の当たりにして現実的で真剣な対応をしようとしているのですが、その中で、国が後追いで補正予算を措置することで、さらに自治体の現場に混乱を引き起こしています。もちろん、国として補正予算によって現実的な対応をすることは大事ですが、対策が後手に回っていることに対する強い反省が必要です。

人々を不安に陥れて、それは障害のある皆さんはもちろん、行政担当者自身も大きな不安の中で、この1年暮らしてきたわけですから、そこに対する反省が必要だと思っています。

とにかくこのままではだめだという声が地方6団体もそうですし、障害者団体の皆さんたちからも沸きあがってきました。私たちの議論は悪い点を指摘するという段階から、どこをどう直していくんだということ、より具体的に考えていく段階にきています。

今朝、あるホームページを見ていましたら、こんなことが書いてありました。

「10月の本格施行から2ヵ月を待たずして、障害者自立支援法は大幅な見直しが行われる見通しとなった。本格施行から2ヵ月を待たずして法律施行内容について大幅な見直しが行われるのは極めて異例のことである」。法を直すか、直さないかという議論よりも、実態上、このままではうまくいかない。たった2ヵ月しか経っていないのに直さざるを

2006年12月2日

えない状況にきているということで、やはりこれは障害者自立支援法ではなかったということを皆さんにもお伝えをしたいと思います。

さて、私たち民主党は、そもそもこの法律の成立には反対していました。そこで今国会では、当面の緊急避難として定率1割負担を凍結しなければならないこと。その上できちんと負担のあり方を考えること。施設の障害者サービスが維持できるような仕組みを考えること。この2つを内容とする改正案を提出しております。

もちろん、ご承知のように与党と野党の勢力の関係で、この法案がきちんと議論がされて成立するかどうかは悩ましいところですが、私たちはこのような考えで望んでいるということです。

それから11月21日には、障害者政策推進議員連盟を設立しております。その中には菅直人さん、鳩山由紀夫さん、三井辨雄さん、山井さんらが入っています。もちろん私も入って、皆さんの声をきちんと受けてやっていこうと思っています。

最後に、この法律の不備に対する対応は補正予算ではなく、恒久的な措置が必要です。そのためには皆様方から、現場の生の声をたくさん上げていただいて、それを踏まえて新たな法体系作りに向かっていきたいと思っていますので、よろしくお願いたします。

西村

ありがとうございました。続きまして、日本共産党の紙参議院議員からお願いいたします。

紙議員

・プロフィール

1955年札幌市で生まれる。

恵庭南高校、北海道女子短期大学工芸美術科卒業。

日本民主青年同盟北海道委員、同中央委員会副委員長。日本共産党中央委員会青年学生部、道常任委員などを歴任。

2001年の参議院議員選挙、比例代表で初当選。

現在、日本共産党中央委員、参院農林水産委員、予算委員、沖縄北方特別委員会の委員などを務めている。

また超党派の国会議員で構成する「国連障害者の権利条約推進議員連盟」にも参加している。

日本共産党の紙です。

とても大切な時期にこのような企画を組んでくださったことに感謝を申し上げたいと思います。

私もこれまでこうしたシンポジウムに参加してきましたし、この間、直接障害者の方々とお会いしての聞き取りを行ってきました。実際に実施されてから本当に過酷な状況に置かれています。最初にお話がありましたが、被害者も生まれているということに対しては大変強く憤りを感じています。札幌市内のある障害児入所施設の施設長さんにお話を伺いましたが、10月からの負担増で既に2人が退所された。さらに請求書を見て2人の方が払えないと相談に来たそうです。この制度になるまでは無料でしたが、親の所得によって負担があります。高い方で、月額48000円です。施設では親の負担を少しでも減らすために、様々な行事を減らしているとお話をされていました。中でも、年間行事で皆さんが楽しみにしている一泊の親子旅行があるのですが、これも止めたというお話でした。ここの施設に通っている子供たちの家庭の状況がどうなっているのかというと、大体半数ぐらいが母子家庭や父子家庭です。また、親自身も障害をお持ちの方もいる。さらにネグレクトなどの問題を抱えていたり、やむなく施設に入れなくちゃならないという方もいる。そういう方は負担が大変だからといって、家に戻っても面倒を見ることができないという状況にあります。この施設に入所している方の半数が生活保護世帯であったり、低所得世帯という状況です。児童の場合ですと、中断

してしまうと発達にとっても大変深刻な影響が出る問題だと思います。

それから11月のはじめにあった個別懇談団でお話を伺ったときに障害区分の認定調査の問題が出されました。先ほども精神障害の方が自殺をされたというお話がありました。

与党の中でも見直しという話がされているようですが、私は一刻の猶予もならないと思っています。本当に全力を挙げてやらなければいけないと思いますし、厚生労働省も財源確保など全力でやらなければいけないと思います。

11月30日に参議院で財務委員会がありました。ここで与党の方が補正予算の中に要望を入れるべきではないかと質問をされていました。しかし、財務大臣の答弁は厳しい答弁でした。そういう意味では大臣も譲らせるような取り組みが必要ですし、私たち議員もやらなければいけないと思っていますところ。

私たち日本共産党として、自立支援法実施前からこれまで問題点を指摘して、直さなければいけないと要望してきましたし、4月(06年)施行直後にも問題が寄せられていると質問をさせていただいています。その時点でも政府の答弁は、始まったばかりだからすぐに変えるとは言いませんでした。その後、8月の時点でも厚労省に改善要請を行っています。そこでも厚労省は、新制度は順調で、利用者も増えていると話をされていましたが、私どもはきちんと実態調査をする必要があると言ってきました。

そういうやりとりがあって10月に衆議院で日本共産党の議員が質問をしています。厚生労働大臣の答弁は、利用者は増えているし、負担軽減の問題についても目一杯使われているという話をされるわけです。それがここにきて変わってきているのは、全国で障害者や家族の皆さんが本当に頑張っていて、実態調査をやり、見直しを求めてきたということもありますし、その頑張りによってテレビなどマスコミも特集などで取り上げ、それらを通じて国民の皆さんが事態を知ることになったからだと思います。

私もテレビで見ました宮城県名取市の方は、ヘルパーを利用しなければ、生活が大変です。ところが利用時間も減り、買い物時にはヘルパーが付くが、帰りは車イスで、一人で暗い道を帰るわけです。自宅に帰って、一人で玄関を開けて入るのですが、見ている方も心配になるくらいでした。広島のご夫婦の例もありました。作業所に通っておられるのですが、お二人の年金を合わせて、約16万円でしょうか。今までは生活費に12万円支出していたのが、支援法になって35000円くらいの支出が増えて家計が赤字になった。そこで、社会福祉協議会からお金を3万円借りて、現在は月々6000円を返済しているというお話でした。結局、自立支援法が社会に出ているいろいろなことを体験したいという自立の道を助けるのではなく、奪っていくことになっている現実が明らかになったと思います。

障害者には、食事をしたり、排泄をしたり、人とコミュニケーションをとったり、こういう人として当たり前のことをやる上で、絶対に必要な手助けがあります。そこをさえぎる応益負担は撤廃すべきだと改めて思っています。

それから施設にも大きな影響が出ていると思っています。

運営については、報酬単価が引き下げられた上に、日割り計算になりました。このことで多くの施設が大幅な収入減になりました。ただでさえ、職員の方は給料が安いのですが、それをさらに減らしている。新聞にも出ていましたが6割近いところが人件費を削っているそうです。この後に削るところを入れると6割を超えるだろうという状況です。

運営がたちいかなければ、サービスを受けたくても地域で利用できる施設がないという事態も生みかねない。

また、通所者が病院に行って作業所を休むと、その日は作業所の利用者数にはカウントされず、作業所の収入にならない。そこで、収入減になって作業所がなくなると困るので、熱があっても作業所に出る人もいるというのです。

それからヘルパーの事業所も深刻で、重度訪問介護の単価が下がったので、引き受ける事業所がない。ヘルパーさんも収入が少なく、命を預かっていると自覚と誇りを持って働けるような単価にしてほしいと利用者である障害者の側から要望されました。やはり、サービスが後退することのないような報酬単価、職員配置に見直すべきだと思います。

障害区分の問題では、きちんと実態が把握されない。これは介護保険の認定調査がもとになっているのですが、知的障害者や精神障害にとっては低く認定されるというのは、この間言われています。例えば、自閉症特有の行動障

2006年12月2日

害もほとんど考慮されないと指摘されています。それから各地でホームヘルパーの時間が削られて、入浴回数も減らさざるを得ない。中には親も高齢で迷惑をかけられないと、週3回の入浴を1回にしたといった話もありました。トイレの回数を減らすのに、なるべく飲まない、食べないという話もありました。本当にひどい話です。

障害区分は介護保険と違って、サービスの上限を定めるものではなくて、あくまでも支給決定の目安となっているわけです。法律の中でも障害区分というのは福祉サービスの支給決定にあたっての勘案事項のひとつと書いてあると思います。ですから、私どもも要望していますが、自治体においても障害程度区分が事実上のサービス上限にならないように徹底しなければいけないと思います。さらに国としても必要なサービスを保障できる十分な財源の措置を講じることが必要だと思います。

最後に、こういった具体的に直さなければならないことがありますから、先ほどから出ています緊急の問題として補正予算で措置すること、同時に抜本的な見直しをやらなければいけない。しかし、一番の問題として、やはり応益負担は障害者福祉の理念にそぐわないと思いますので、撤廃すべきだということを皆さんと一緒に要求していきたいと思っています。

西村

ありがとうございました。予定の時間よりも、それぞれ簡潔にお話していただきましたので、ここで、与党から最新情報としてお話のあった、費用負担の見直しと補正案に関する件について、お聞きしたいことがあれば質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

会場

今朝の新聞で自立支援法に補正予算で自民党と公明党が960億円要求という記事がありました。これは障害者の運動の広がりから自民党、公明党が態度を変えたということかなと思っています。私は960億円の使い方もありますが、最終的には紙議員がお話をされていた応益負担の撤回が必要だと思っています。そこで、応益負担撤回についての予算を組むお考えはないのでしょうか。

西村

ご質問の確認ですが、ひとつには960億円がどのように使われるのか。また、二つめは12月20日以降に補正予算が組まれるということで、その時期に合わせて応益負担撤回のための予算を別に組むお考えはないのかという質問ですね。

これは石崎議員にお答えいただきたいと思います。

石崎議員

金額については、まだ決まっていないのであくまで要求ベースです。今回の措置は事業者に対する激変緩和措置、それから新たなサービス移行に対する緊急的な経過措置という位置付けで、補正予算で形にしていきたいということです。

その前提としては、自立支援法の枠の中で、その趣旨に沿って円滑な運営を進めていくという趣旨でやります。根幹について触れるということではなく、当面の円滑な運営に資するために緊急の措置として補正でやっていきたいとい

2006年12月2日

うことです。補正予算案ですから、これは年明けの1月に招集される通常国会の冒頭で成立を図る予定になります。

西村

ありがとうございました。他に関連するご質問があれば、お受けします。

会場

障害程度認定区分で知的障害者、精神障害者が低く見られて、サービスが受けられなくなり、自殺者が何人も出ていると事実をあなたがたはどう感じているのでしょうか。

西村

恐れ入ります。今のご指摘につきましては、事前に指定発言として申込を受けていますので、その中で受けたいと思います。ここでは、先ほどの関連に限定させていただきます。

会場

先ほど石崎先生が、25000円が手元に残るようにしますとおっしゃったと思いますが、あまりにも少なすぎるし、25000円で通院や日用品の購入などをやりくりするのは大変です。

そもそも少ない6万円とか、8万円の年金のから残るようにしたということ自体がおかしいのと、貯金が350万円以上あってはいけないとか、そういうことを見直していただかないと私たちの最低限の生活は厳しいのです。このことについてどうお考えですか。

西村

石崎議員、お願いいたします。

石崎議員

これまで25000円が手元に残ることを想定してきましたが、その水準でいいのか、350万円の資産要件も適当なのか、再検討しようと考えています。

西村

私から、今回の与党で示された考え方につきまして、質問があります。資料集の14ページに掲載している、厚生労働省の発表資料にあるとおり、障害福祉政策の直面する課題としては、支援費制度の施行により新たなサービス利用者が増え、地域生活支援が前進したが、大きな地域格差が生まれてきたと指摘しています。そして、この大きな地域格差の大きな要因のひとつとして市町村の財政力格差ということもしています。そして、この課題を解決することを宿題として自立支援法の議論が行われてきた経緯があります。

2006年12月2日

ところが、現在、国の責任で実施している介護等給付における利用者負担に対して札幌市を含む地方自治体が独自の軽減策などを行ってきています。こうした状況、つまり国が責任をもって実施しているサービスで国が定めた負担額が、サービス利用者が居住する自治体によって異なるという状況が生じています。私は、これは明らかな地域格差であると思っていますが、厚生労働省は、地域格差ではないという答弁をしています。

そこで、お尋ねしたいのですが、今回示された考え方の中では、この利用者負担の軽減策のひとつとして、これまで実施してきた社会福祉法人軽減を、NPO法人にまで広げるといことです。これ自体は、評価できると思いますが、その軽減に対する埋め合わせの負担をどこがするのかということを確認したいと思います。それは、これまでの社会福祉法人軽減に対する埋め合わせを実施してきたのは、市町村です。しかし、この軽減は、市町村負担が生じることからその財力などにより社会福祉法人軽減を道内では、実施している自治体と実施していない自治体が出てきています。

例えば、施設を利用しているときに札幌市の人利用しているときには減免が受けられるが、別の市の人を受けられないという状況あるということです。その辺について、今回の補正予算や今後の検討の中でどのように考えるべきかをそれぞれからお話をいただきたいと思います。

石崎議員

自治体の財政力格差について、北海道では夕張などの問題を筆頭にして大変深刻な状況になっていると思います。支援費制度から自立支援法への移行もそういった格差の解消という考えもあったということですが、実態はそうではないとご批判をいただきました。

今出ていました補正予算の議論というのは、当面の円滑な運営のための緊急の措置ということで、地方財政を含めた問題は恒久的な対策として位置づけるものであろうと思います。なるべく全国の自治体に対して国からいろいろなお願い、指導など行われていますが、格差が起きないように対策が理想的であると思います。究極は地方分権で、地方の財政力がしっかりしていく。サービスがきちんと行われるという地方分権が必要です。この中で国と地方のあり方の改革も同時に必要です。

風間議員

この部分については前回も出ましたので、党としては新たな仕組みとして交付金を地理組んでいくことが必要と思っています。具体的にどういう基準だとどれくらいになるかという詰めの議論をしています。全部の財政力の弱い市町村につき込むには、それなりの財源が必要ですから、その分をどうするか。これは財務省との交渉になりますから、ここは北海道でも180の市町村がありますが、私は7割くらいの市町村がかなり厳しい財政力であると思います。障害者の皆さんが円滑な形で受け入れられるような形にするには、そうとうハードルが高くなると思います。しかし、頑張りたいと思っています。交付金のシステムも大切だと思っています。

逢坂議員

国民が生きていくための最低限のスタートラインに立つためのサービスに関しては、各自治体間に格差があってはならず、いずれも地域も等しく同じ条件にならなければいけないと思っています。住む場所によって、生きるための最低限のサービスが違うことはおかしいことですから、何らかの手当てを講ずるのは当然なことです。その前提として必要なことは、全国の自治体でこの法の施行によってどんなおかしい状況になっているのか、早急に調査を行うことで

す。やはり相当に格差が広がっています。

しかし衆議院の厚生労働委員会の質疑の中でも分かるとおり、国はその実態を明らかにしようとしませんし、調査をしようもしないのです。それなのに補正予算を組もうとしているわけですから、本当に適切な対応がされるのかも分からない。

きちんとしたスタートラインに立つために実態調査することを強く主張しています。

紙議員

今日の新聞にも出ていましたが、それぞれの自治体で軽減策をとったり、いろんな施策をやっているところがある。しかし、できないところが多いわけですから、きちんと聞き取りをして国として交付金も含めて、どのような方法がいいのか検討すべきです。そのために現場、自治体の声を集約して、そこへの対策を講ずることが必要です。しかし、そもそも根本である障害者対策の予算枠を増やしていくということが必要だと思っています。

西村

ありがとうございました。

この障害者自立支援法に関しまして、多くの問題があるため、全国でも北海道でも様々な行動が取り組まれています。資料94ページの日経新聞の記載のとおり厚生労働大臣、厚労省は、この自立支援法について「問題はない。」「見直しをする必要はない。」と言っています。私たちは、今国会で自立支援法に関して様々な議論がされるということで、今日のシンポジウムに至るまでに、今回、ご出席を頂戴しました国会議員の方々と意見交換会の開催や全国的な行動もありまして、自立支援法に対する見直しが行われてきたことは喜ばしいことだと思っています。

ただ、ここできちんと国会議員の皆様へ承知をしていただきことがひとつあります。

資料の29ページをご覧ください。

これは私どもが札幌市に対して要望意見として提出したものに対する回答です。

私たちは福祉サービスの提供について、障害者の地域生活を後退させない。あるいは実施してきたサービスの確保をしてほしい。さらに新規申請であっても、それまでのサービスを受けている人と同じように、公平なサービスを提供してもらいたいという内容の要望を行いました。

石崎議員や紙議員の国会での質問と回答にもあったかと思いますが、「必要なサービスは確保していく。」つまり「障害程度区分によるものではなく、必要なサービスを提供していく」ということが、確か国会で確認されたと思います。ところが、札幌市の回答では、障害者福祉サービスが新体系に移行してもサービスの利用が必要な方について利用していただくというのが札幌市の考え方であり、新規申請者についても「障害程度区分に応じて必要なサービスを提供します」とありました。これは障害程度区分というのが、その人のサービス限度だということです。

私たちは札幌市がこういう回答を示す背景のひとつに、先ほどから出ている財政負担の問題があると思っています。特に、厚生労働省は今年、市町村自治体が独自の事業展開をしていく中で実施する地域生活支援事業の予算を今年度10月から3月までの6ヵ月で200億円確保していましたが、新年度概算要求では厚生労働省は400億円しか要求していないという状況に私は、危機感を覚えます。単純に6ヵ月を12ヵ月にしたという計算です。それが市町村が地域生活支援事業を進める財源としている。

もう一点だけお伺いしたいのですが、市町村の財政力、あるいは地域生活支援事業を実施をしていく上で、こうした実態があるということに対するご認識、あるいは今後の対応をどのようにすべきか伺いたいと思います。

石崎議員

私は、厚生労働部会長を務めておりまして、来年度予算について各セクションとやり取りをしているところです。予算の自然増というのは医療や年金の分野で、7700億円ありますが、それを2200億円、抑えなさいという全体の枠組みがあります。ですから、厚生労働省分野の各セクションの予算組みが難しい議論になっています。障害者の分野だけではなく難病や肝炎対策など、それぞれ要望をいただいておりますが、苦しい議論をしているところです。政権の全体的な方向として国の赤字を少なくしていく方針ですから、その中で厚生労働、社会福祉分野は増えてはいきますが、その増え方を少し抑制していこうという基本的な方向性の中で、障害者分野も議論していきます。

しかし、その中でも支援費制度とは違う義務的経費という位置づけの中で予算を取りやすくなっているという現実がありますから、その200億円、400億円の話についても、精査をして要望をしていきたいと思っております。

風間議員

現実には大変厳しいですから、金額については難しいですが、何とかしなければいけないと思っています。

逢坂議員

先ほど、札幌市の例が出されていましたが、札幌市も本来はこういう書き方はしたくないのだと思います。障害程度区分に関わらず必要なサービスは提供したいと書きたいのだと思いますが、それをさせない現実があるということです。地方財政が相当厳しい上に、さらに締め付けられているのです。三位一体改革で約4.7兆円の補助金を廃止して、地方に3兆円の自由になるお金を渡したと言っています。ところが、この時に合わせて地方交付税が5兆円削減されています。つまり、地方へ回すお金を約10兆円削減して、3兆円しか渡していないのですから、地方財政は厳しくなって当然です。そういう中で何とか福祉サービスを拡充したいと思っても、出来ない現実があるということです。最終的にはどうしても福祉予算枠を増やしていくことを考えなければいけないのです。

しかし、自治体の予算が厳しいという現実の一方で、先日もテレビで紹介していましたが、静岡駅から5分のところを移動するのに、わざわざ東京からハイヤーをお願いしていたという話がありました。エレベーターのボタンを押す係人の日当が15000円だとか、会場で閣僚を案内する人に日当4万円払っていたとの話もあります。こんなお金の使い方をして、なぜ皆さんが困って必要だということにお金が回らないのか。予算枠が厳しいのではなくて、本当に必要ところに回そうという姿勢がないのではないかと、指摘しなければいけないと思います。

それから国際比較の中でも日本が教育や福祉に使う予算は、必ずしも比率が高いわけではありません。ここを抜本的に見直さなければ、厚生労働省の予算枠の中だけで議論をしても解決しないと思います。

紙議員

私も逢坂議員と同じです。政府は、お金がない、持続可能な制度にしなければいけないと書いていたのですが、額にしてみると自立支援法の財政影響額は860億円。そのうち国が430億円です。かたや米軍のグアム移転に3兆円をかけるという話もありますし、大企業減税の法人減税という話もあります。例えばトヨタ社だけでも3月期の決算で1兆円の利益を上げています。そういう税収をどこに還元するか、やはり困っているところから先に回していくというのが本来あるべき姿だと思います。

障害者関連の予算枠を増やすことは出来ないことはないと思います。そういう税の使い方についての主張をしていきたいと思っております。

西村

ありがとうございました。ここで休憩に入ります。

休憩後には指定発言者からの発言をいただき、その後の議論につなげていきたいと思ひます。



西村

それでは後半の部ということで、資料に基づきまして、これから事前に申し出のありました方々からの指定発言を受けたいと思います。はじめに障害者の生活と権利を守る連絡協議会の黒沢さんからお願いします。

黒沢 彬(障害者の生活と権利を守る連絡協議会事務局次長)

私がこれから発言することは、今日の主催している団体が、調査した内容について報告したいと思います。

今日、お配りした資料の44ページから5ページほど掲載していますが、44ページをご覧ください。

これは、道内180の市町村に対してアンケート調査をした内容ですが、その最終報告が11月1日に出ました。全部お話しできませんから、4番目に絞ってお話します。

その前に触れておきたいことがあります。この調査は郵送によって行われています。この調査には、今日の実行委員会にも加わっている北海道社会保障推進協議が介護保険の影響調査をする際に、自立支援法についてもアンケート調査をしないかという呼びかけがあり、そこで、実行委員会で5、6月に案を作りまして5つの項目を調べました。

内容は、5つの項目のうち1つだけ報告書から省いたものがあります。それは、11月1日の段階で地域生活支援事業というのが既に各市町村で始まったので、割愛しています。

回収については、51の自治体からありました。率でいうと約28%です。

1つ目は市町村の軽減策への取り組みについて尋ねています。

さらに12月1日には共作連(共同作業所連絡会)で全国調査を行いまして、その北海道の分についてもお配りしています。

実行委員会の調査では23自治体でしたが、共作連の調査では28自治体になっています。個別の市町村名については共作連にお聞きください。

それから4番目のところですが、この支援法の実施に当たって、各市町村が障害者のニーズ、実態に合った調査をしているかどうかということが大きな問題であると思います。

ひとつは障害者の福祉計画、基本法と自立支援法の2つありますが、その進捗状況はどうかということですが、基本法は概ね4割の自治体で終わっている。自立支援法は約5割のところから計画を始めたという状態でした。

それから障害者のニーズの問題としては、実際に各市町村で調査をしたかということでは23%と低い。ただ、これから実施というところを入れると8割くらいになる。

そのことは、障害者自立支援法が一人ひとりの実態をつかまずに実施をしたという裏返しでもあります。

それから障害認定をしていくときに、委員会を公開しているかどうか。これについては3分の1ずつ意見が分かれています。さらに議事録を公開できるかどうか。これについては27%のところから公開と答えています。しかし、今後公開を検討しないというところが35%もある。自分たちがどのように認定されているのかも分からないところがある。

各市町村が大変な中で実施をしているが、障害者一人ひとりのニーズや実態、あるいは審査についても公開をするかどうかについても課題があると思っています。

さらに認定審査会については、障害当事者の委員が参加しているかどうかについてもありますが、細かなことは割愛します。資料をご覧いただければ、北海道の現状についてお分かりいただけると思います。

最後になりますが、受付で緊急署名という形でお願いをしています。これは10.31行動で東京に15,000人集まった集会において、全国で署名を集めて12月の国会に提出することで呼びかけています。よろしくお願いいたします。

西村

ありがとうございました。報告ということで受け止めさせていただきます。
それでは続きまして、NPO法人トライ夢の紺野さんお願いいたします。

紺野 順子(NPO法人トライ夢)

自立支援法が10月から本格的に実施され、地域サービスの基盤というものが大きく揺らいでいるのではないかと
思っています。特に私のように重度の障害で、日常生活のすべてにおいて長時間の介助を得ている重度訪問介助を
利用している方の単価設定が家事援助並みに低くなりました。今までも決して高くなかったヘルパーさんの給料を下
げなければいけなくなったり、人の確保という点からも難しくなっています。このままではヘルパーという職業
につく人はいないのではないかと。私たちの生活を支えてくれる人がいなくなるのではないかと不安を抱いていま
す。

介助という仕事は、個々の利用者のニーズに合った、そして当事者主体を理解し、様々な技術を要するという
ことでは大変重要な仕事だと思います。資格という点でも厚生労働省では要件をあげています。介助というサービスを提供する
しかり安定していなければ、私たちは地域で生活をしていくことができません。

この法律は、施設から地域といわれていますが、まったく逆ではないでしょうか。

ヘルパー制度は、個人が自立した生活ができるような支給決定をし、そして現行のサービス水準が下がることはな
いという説明を受けてきましたが、現実には入浴の回数を減らしたり、外出を控えるなど問題が出てきています。

このままではサービスの低下とともに私たちの命に直結する問題であるということ、地域生活や社会参加の推進と
いうことでやってきた、この国の障害者福祉自体が揺らいでしまうということになるのではないかとと言っても過言ではな
いと思います。

サービス基盤の整備は緊急に取り組まなければいけない最優先課題のひとつだと考えています。どんなに重度な
障害があっても、一人の人間として地域の中であたり前に生活できることを私たちは望んでいます。

これからも私たちはこの思いを、私たちの声を届けていきたいと思っています。

西村

ありがとうございました。続きまして、社団法人北海道ろうあ連盟の一色さんお願いいたします。

一色 秀和(社団法人北海道ろうあ連盟常務理事)

はじめに、聴覚障害ということは正しく聞こえないということをもっと理解していただきたいと思
います。

聞こえないということは単に音が聞こえないということではなくて、生活上の様々な情報が入ってこ
ない、コミュニケーションができない、水と空気と同じようにコミュニケーションを考えるべきだと思
います。これがなくなってしまうということは、生活に不便をきたします。聞こえない場合は、コミュニケーションがなければ、社会から浮いた存在になっ
てしまいます。

コミュニケーションを保障するためには、手話通訳や要約筆記が必要です。

障害者自立支援法では、手話通訳や要約筆記の派遣事業をコミュニケーション支援事業として市町村の必須事業
になっています。今までは出来る市町村は国の補助金も利用しながら独自で事業を行ってきたという経過がありま
す。

2006年12月2日

自立支援法は、福祉、コミュニケーション保障も含めて地域の身近なところでやっていくという意味では理解できませんが、問題は基盤が整っているかどうかということです。財政基盤の問題もありますが、地域の理解や人材の問題もあり、このままでは市町村の格差が進んでいくと思います。実際に要約筆記通訳者や手話通訳者は、札幌や釧路、帯広、旭川といった大きな市に集中し、町村では通訳者がほとんどいないというのが現状です。担当職員についても、ろうあ者の団体があるところは別ですが、そうでなければ理解に乏しい。そういう格差が出ないように北海道ろうあ連盟が北海道から事業委託され、通訳者の広域な派遣をするという対策をとっていますが、10月から始まって2ヵ月過ぎましたが、道内180市町村のうち未実施が80ぐらいですから、まだまだこの事業が広がっていない状況です。

格差の中身としては、手話通訳を出す範囲、病院に行くなど様々な生活の場面で必要ですが、ある市町村では派遣するが、ある市町村では派遣対象にならないという判断もまちまちの状況です。できるだけ通訳を出してサポートをしていきたいという市町村もあれば、お金がないから節約をして最低限度にしたいというところもあり、格差が生まれています。

それともうひとつは、市町村の責任ということで手話通訳の派遣については、その市町村に住んでいる人の範囲になる。別なところへ行くということとはだめです。地元には大きな病院がなく、他の市町村へ行く場合には通訳は利用できません。また、病院側も他の市町村のろう者について保障できないということで、利用者がどこにも頼めないという矛盾も出てきています。それまでは都道府県の事業でしたから、そのようなことはありませんでした。法律では、そういった広域の部分については都道府県が調整するとありますが、まだまだはっきりとした方針がないという状況です。厚生労働省もはっきりとした指針を示さないと、この問題は解決しないと思います。

地域生活支援事業は、なるべく市町村の権限を尊重するといっていますが、一方では丸投げに近いバラバラな状態になっています。

財政の保障も含めてしっかりとイニシャチブをとっていただきたいと思います。

最後に利用者負担の問題ですが、手話通訳派遣事業、要約筆記派遣事業も同じですが、これは市町村の裁量ということになっています。利用者に負担を求めるかどうかは、市町村の判断ということになっていますが、北海道ろうあ連盟として事業を委託されてやっていますが、市町村もはじめは自己負担を求めるという考えがありました。この自立支援法自体が応益負担を原則としているので、地域生活支援事業も同じだと誤解されている人もいます。公平性を打ち出して負担を求めていくと考え方ですが、ろうあ連盟はコミュニケーション支援事業について負担をとめるものではないと話を進めてきています。なぜ、このコミュニケーション保障が応益負担に馴染まないのか。コミュニケーションとは一方の努力でやるのではなく、お互いに意思を伝え合うということが基本になります。また、ひとつの例として、病院へ行ったときに手話通訳を必要とするのは、ろうあ者の患者だけではなく、医者も必要です。医者が患者のこととの聞く、治療方針を考えるということでは、双方のコミュニケーションは重要です。さらに医者には説明責任があります。それを一方だけに負担を求めるということは障害者差別そのものだと思います。

そういうことからコミュニケーション支援事業の負担は馴染まないと思います。これは重複の障害を持っている人も同じです。それは、二重の負担を強いることになってしまふ。

そういうことから自立支援法、応益負担については、全面的な見直しを求めることを言っています。

私たちの中を見直しを検討していますが、いま国連で障害者の権利条約が採択されるなどの動きもあります。

ですから、今後の見直しの中でそういうことも考えていきたいと思っています。

聴覚障害者の現状については、なかなかアピールする機会がないということで、この場を借りてお話をさせていただきました。

西村

指定発言者の方につきましては、事前をお願いをした12名の方がいます。時間は5分以内ということでお願いをしています。他の発言者の時間を保障するということから、発言時間の厳守にご協力をお願いいたします。

続きまして、社会福祉法人札幌この実会の加藤さんお願いします。

加藤 孝(社会福祉法人札幌この実会第2この実察察長)

私は手稲山のふもとにある知的障害者施設を運営しています。

まず、1つ目にこの法律は拙速だと思います。しかも出来が悪い。

2つ目は、応益負担のこと、EUの15カ国を調べた福祉系大学の先生がいらっしゃいますが、イギリスで在宅のある部分のことについてだけ1.7%の負担があるが、10%の負担などはEU15カ国の中にはない。

先ほど、逢坂先生がお話になりましたが、この国の政治の仕組み、金の仕組みを考えると、誰がこの国を借金大国にしたのかというと、政治家と高級官僚ではありませんか。国民ではありません。その付けを一番弱いところに持ってくるといのは、私はおかしいと思います。政治家も官僚も障害者は数段低い暮らしで差し支えないとことなのかと問いたいくらいです。ノーマリゼーションの社会を具現するために何十年も現場の我々が頑張ってきました。

先ほども出ていましたが、10月31日の東京日比谷公園・1万5千人規模の大フォーラム、みんな「普通の暮らし」がしたいんです。しかし、この日本の国情を考えると、そこに至るまで多様な選択肢を残しながら、どこに特化するか、この国家の障害福祉政策の理念は、やはり地域移行ではない。みんな家と地域の中で育ったんです。それを施設に暮らすことを余儀なくされたんです。そこをしっかり考えて、私は地域移行し、一市民として普通の暮らしを私たちの仲間にさせたいと思っています。

ですから、根本的な理念に基づいて、法に基づいた人の暮らしをしっかりと作っていただきたい。そのために雇用政策、住宅政策、この住宅政策のところはケアホームであり、グループホームであると思います。

もう1点、先ほどの国家予算、3年間の補正予算1200億、事業所に960億。この自立支援法が財源問題から発生したということを知っています。そうすると入所施設のほうが安上がりではないかと戻ってはいかないかということです。入所施設に厚く配分するのではなく、グループホームやケアホーム、雇用政策に予算を確保すべきだと思います。そうでなければ、本当の自立支援法ではないと思います。

障害を持っている人が本当の意味で人に値する暮らし、権利というものを考えていただきたいと思います。私の施設は50名の入所から35名に縮小しました。そして、どんなに重くても高齢でも地域で暮らせるようにするためグループホームを18カ所、制度外のもの7カ所やっていますが、事業体が成り立たなくなりました。それはグループホームやケアホームに予算が薄いからです。例えば、通勤寮「センター24」では48%の予想以上の減収となり、グループホームへのバックアップ体制が厳しい状況です。

今一度、わが国の福祉政策、そして障害のある人の暮らしを考えていただきたいと思います。

西村

ありがとうございました。続きまして北海道重症心身障害児(者)を守る会の國仙さんお願いします。

國仙 和男(北海道重症心身障害児(者)を守る会会長)

まず、障害者に障害程度区分が必要なのかという疑問があります。これはどう金を減らすかということの基本に

2006年12月2日

なっている。やがて上限設定もされてくる可能性もある。我々は障害者をそういう判断で輪切りにすべきではないということを前提にしてほしいと思います。

もうひとつは児童の問題ですが、児童に契約制度が馴染むかという問題です。幼児期から思春期を経て成人に達するまでの期間というのは、人の成長や発達で非常に重要な期間です。これを契約制度にすることで、最近言われているところの自助、自立、自己責任ということを子供にも強要するのかと。これは冗談じゃない。

私たちは、その時期をどう過ごさせるのかということが、それからの青年期や壮年期における非常に大きな役割を果たしているのだと思います。

そうするとそれぞれの人たちがその発達の段階や状況に応じて、必要な支援を選択しながら生きていくというのが非常に重要になってくると思います。これらの人は日常的に変化のおきやすい年代です。そういうことでは支援の内容を決めてやっていくのではなくて、その時期に応じた支援が必要ではないかと思えます。

それから私たち重症心身障害児のことで言えば、医療と一体です。医療がなければ、生活を支えていけない。これは非常に重要ですが、非常に曖昧です。

私は、今回の自立支援法で、人の命や生活をどう支えていくのかという基本的な理念がないと思っています。これが一番の問題だと思っています。

日本には物差しは一本だけしかない。その物差しは効率です。そういう物差しだけで全てのものを逸しようとしているのではないかと思える。しかし、人の生活まで効率で図れるのか真剣に考えてほしいと思います。

私は、自立支援法は部分的な手直しで何とかなるものではないと思います。もっと根本的な部分で人の命や生活を支えていくという全体的な中で、福祉や医療も一体とした中でどう支えていくのか、一部の有識者と呼ばれる人たちの議論ではなくて、難病患者及び障害当事者をも含めた議論をして、時間をかけてでも根本的な見直しをして新たにスタートをしていくということが必要ではないかと思えます。小手先の部分的な手直しは、さらにゆがみを作ることになるので、根本的な見直しを考えていただきたいと思えます。

西村

ありがとうございました。続きまして、北海道精神障害者回復者クラブ連合会の西本さんお願いいたします。

西本 晃一郎(北海道精神障害者回復者クラブ連合会書記)

自立支援法で許せないのは、退院支援施設というものです。厚生労働省が言うには地域には精神障害者に対する偏見が根強く残っているため、グループホームを作ったりすることは難しいという話です。もし、それが本当だとしたら、精神障害者イコール怖い人、何をしてもかすか分からない人という偏見をなくす努力をすべきであり、そういう地道な活動の努力にこそお金を使うべきなのです。

1億円あれば、2人の講師料1万円として、1万回もの当事者による体験談発表会をすることができます。

福祉系の大学に呼ばれて講演をすることがありますが、ほとんどの場合、当事者の話を聞くのがはじめてで、とてもためになったという感想です。ましてや一般の社会の人をやです。

そういう草の根からやっていかなければ、本当の意味で精神障害者に対する偏見のない社会は来ないと思えます。

西村

ありがとうございました。続きまして、江別空色クラブの土屋さんお願いいたします。

土屋 晴治(江別空色クラブ会長)

江別の精神障害者回復者クラブの土屋ですが、議員の方へ2点ほど質問があります。

4月から障害者自立支援法の施行で、応益負担が求められ、例え無年金障害者でも医療や福祉サービスの利用料がかかるなど、これでは障害者福祉と呼べない。

そこで、障害者福祉とはどうあるべきだとお考えでしょうか。

もう一点は、障害者福祉と介護保険の統合が言われていますが、これ以上の負担増が求められることがあるのでしょうか。

西村

ありがとうございました。続きまして、社団法人北海道精神障害者家族連合会の合羽井さんお願いいたします。

合羽井 徹(社団法人北海道精神障害者家族連合会事務局長)

私どもは精神に障害を持つ方を家族に持つ方々、家族会の連合会です。

この法案が出た去年の2月に同じようにシンポジウムに出させてもらいました。

その中で、新しい法律に関して説明がありました。「みんなで支えあう、持続可能な制度」という非常に美しい言葉を聴かされました。実際に施行されて今日の実態を見ますと、みんなで支えあうどころか、障害者の生存を脅かす持続可能な法律だと私は思っています。

いろいろな障害の方がこの法律の不備を訴えています。私は応能負担を応益負担にした制度そのものが、この法律の最大の問題点だと思っています。

障害者自立支援法に対する理念は正しいというお考えの方もいらっしゃるようですが、根本的に間違った考え方で作られた法律だと思います。この法律を自立阻害法と揶揄する声もあるそうですが、私は戦後最大の悪法だと思います。

これだけ国民、障害者当事者、家族の方々を脅かす法律はないと思います。円滑な運用のために手を加えるとか、条件整備をするというレベルではない。

国が速やかにやるべきことは、この法律の抜本的な見直しです。すぐに着手すること、それが国民の願いだと思います。その中で障害者の福祉施策を考えるときの基本的な理念をよくよく考えていただきたいと思います。応益負担制度を速やかに撤廃して考え直していただきたいと思います。

その応益負担制度の撤廃と同時に、この法律には23の付帯決議が付いております。法律には付帯決議がつき物といわれますが、23項目もあるということは、この法律の中にたくさん不備がある。すなわち生煮えの料理を出されたようなものですから、これだけ紛糾するわけです。その付帯決議第2項に障害者の所得保障の問題を抜本的に討議し、結論を出しなさいと。これは3年先といわないで、すぐに直すべきだと思います。

もうひとつは、受け入れ条件が整えば、退院可能な入院患者の問題です。道内では1700名といわれています。退院促進の事業は推進すべきですが、先ほどもお話されていましたが、精神病棟の転用とか、あるいは病院の敷地内に建物を設置して障害者退院支援施設とするというのは延期になりましたが、これらのことが実施されれば、入院

2006年12月2日

至上主義からの脱皮という考え方とは逆になります。また病院の中で抱え込むような政策は是非ともやめていただきたい。

地域の中で精神に障害を持っている方が、いろいろな方の支援があれば暮らせるという現状は、ひとつにはケアホームの拡充が必要だろうと思います。そしてケアホーム関わる人、マンパワーの拡充や養成にお金を使うべきだと思います。

最後に、この集会は札幌や札幌近郊の方々が多いのだろうと思いますが、釧路管内の標茶町からも朝2時に起きて、5名の参加してくれた方がいます。そのことを国会議員の方々や集会の事務局にも知っていただきたいと思います。それだけの思いと、この法律に対する問題視もしているということだと思います。

西村

ありがとうございました。続きまして、きょうされん北海道支部の北村さんお願いいたします。

北村 典幸(きょうされん北海道支部長)

私が申し上げたいことはいろいろあるのですが、既に皆さんがお話されたことがあるので、重複は避けて簡単にお話しをしたいと思います。

今日の状況でいいますと、今日の発言要旨を今週末とめさせていただいたのですが、先ほど石崎議員がおっしゃいました自民党の見直し案が一昨日公表されて、発言したい内容が変わってしまいましたので、ご了解いただきたいと思います。

申し上げたいことは、1点です。

先ほど、石崎議員から大きな見直しを行うということで11月30日に政務調査会でまとめられましたとお話がありました。今日は資料として配布されていないということですが、私は即日資料をいただきまして、内容について確認をさせていただきました。

一昨日の北海道新聞でも報道されています利用者の負担を引き下げると。先ほど石崎議員も冒頭に今回の見直しの大きな目玉だとお話をされていたと思うのですが、中身を見ますと、経過的に上限額を引き下げるとともに軽減対象を課税世帯に広げるとありますが、実際の中身はかっこ付で、社会福祉法人軽減による2分の1軽減を4分の1にするということで、社会福祉法人の軽減対象は課税対象まで広げられるけれども、対象は広がるけれども、負担は2分の1減るだけだということです。

つまり社会福祉法人軽減を行った事業者についても、持ち出しを軽減をするというようなことが含まれていますが、その中身が具体的でない。これについては今後検討するという事なんです。現段階で詳しい評価はできませんが、今発表されている中身だけを見れば、何の改善でもないということです。

それは、社会福祉法人軽減ということは、社会福祉法人の負担が増えるということです。

我々、きょうされんの調査では、調査した法定施設の半数で施設運営費の中でも人件費が大幅に削減したとありました。加盟している約500数十の施設でも、70数名が4月以降障害者自立支援法による収入減がもとで退職したということが起きてきている。

これが雇用施策に責任を持つ厚生労働省が行う施策の実態です。

もう一方でそういう側面がある中で、今回出された案を見れば、より一層社会福祉法人や事業所に対するしわ寄せ、経営を圧迫する内容にしか思えないわけです。何も軽減になっていない。

利用者負担も社会福祉軽減の場合、低所得1の場合、7500円が3750円。しかし、給食費などがかかっていくこ

2006年12月2日

とを考えると、作業所の工賃の全国平均が7000円ということを考えれば、プラスマイナスがゼロに近くなったというだけで、まったく軽減策にはなっていない。

そういう意味では、やはり根本的な問題である応益負担を応能負担に、まず差し戻していくということをなぜ今出来ないのかということです。

今日の主催である実行委員会は、これまでの主義主張や活動の目的の違いを超えて障害者自立支援法については、応益負担の撤回と法案の慎重審議をしてほしいという一点で一致し、行動をしてきました。

その中で、昨年9月11日の選挙にあたって、公開質問状を皆さんにお送りしました。今日参加されている議員を含めて北海道から選出された議員の方20名のうち、公開質問状に対して、障害者自立支援法に賛成の立場で当選された方は、わずか2人なんです。

我々障害者・道民の共通の願いは、障害者自立支援法には反対なんです。その世論をしっかりと見極めて来年度の参議院選挙に臨んでいただきたいと思います。

西村

ありがとうございました。続きまして、知的障害者通所授産施設ポプリの北平さんお願いいたします。

北平 保(知的通所授産施設ポプリ支援課長)

白老町の知的障害者の通所授産施設から来ました。私は20年近く入所更正施設、通所授産施設、小規模作業所、知的障害者の地域生活、就職活動に携わってきました。

今回の新事業体系の就労移行、就労継続B型について意見を述べさせていただきたいと思います。

私の勤めている知的障害者の授産施設では7.5人に1人という職員配置になっています。プラス障害程度区分A、B、CのA、Bに対する職員の加算配置というのが求められています。その職員の加算配置も足しますと、利用者に対して5対1という直接処遇職員の配置になっています。

新しい事業体形の就労継続B型になると、10対1という基準です。ですから、職員は半分首を切ってちょうどいい形になるわけですがけれども、職員が半分になって同じ支援ができるのだろうかという、絶対にできません。

また、今施設を利用している知的障害者の方は、軽度の方も何人かいますが、重度の方や重複の方もいます。国では、そういう重度の方を介護の方に移動したらいいのではないかと思っているのかもしれませんが、就労継続B型については働きたいと思っている方の施設です。自立というのは所得がなければ自立にならないわけです。重度の方も働いて少しでもいいからお金がほしいと言ってきています。

その方々を受け入れていくためには多くの支援を必要とします。でも、今回のB型事業については障害程度区分が職員配置に反映されてこない。障害者は一人ひとりのカウントでしかない。こういう状況であれば、ないとは思いますが、もし事業体が重たい方は受け入れませんよとなる可能性もある。

また、厚生労働省ではB事業の中で平均賃金が毎年高くなってくれば、ご褒美で加算をあげるということを謳っています。しかし、障害の重い方がいることで手はかかる、さらに生産性がないから工賃も上がらない。ということは、障害の重い方は就労継続B型をあきらめてくださいということと同じだと思います。

もうひとつ、福祉的就労という形での所得保障のほかに、一般就労という道があります。障害者はもっと一般就労に出て行くべきだといいますがけれども、私も就職担当をして、企業へ就職をお願いしてきました。5年10年と続いている人もいます。でも、大半がバブル景気のときに就職してバブルが去ると真っ先に首を切られてきました。大企業に障害者の雇用率というのを求めています。そういう時代ではない。厚生労働省が、障害者はもっと仕事をしてお金を

稼ぐべきだというのでいのであれば、障害者や支援者に努力しなさいというのではなく、10人程度の企業にも雇用率をあてはめるべきです。

これもできないというのであれば、納付金で出すという形でいいと思います。

受け入れる側が高飛車な態度で、障害者はいつ首を切られるか分からないビクビクした中で職場に通っています。そういう中で障害者の人権なり、権利というのは保障されていません。

ですから、もっと雇用率をあげていく。そうすると企業側が自分の会社にあった障害者を発掘しようとします。また、そういう障害者を入れることで企業側に利益になるということになれば、企業側が受け入れようとする窓口が広がると思います。その中で障害者の権利と企業の利益が交わるとすれば、長い就職活動ができるのではないかと思います。

政治は政治献金をたくさん出してくれる企業や団体には頭は上がらないけれども、政治献金を出せない障害者には厳しく行こうということなのかもしれませんが、障害者が社会で就職していくということになれば、経団連などにも厳しく働きかけていくべきではないかと思います。

西村

ありがとうございました。それでは続きまして、NPO法人自立支援センター歩歩路(ぼぼろ)の潤口さんお願いいたします。

潤口幸子(NPO法人自立支援センター歩歩路理事長)

私は札幌で児童デイサービスと訪問事業を営んでおります。

介護保険のサービスと障害者の皆さんではサービスに少し違いがあるのではないかという思いで事業を始めています。一方的な押し付けだとか、一方的な要求ではない、社会秩序の中で私たちの仕事は成立していると信じて今まで働いてきました。

3年前に事業を開始したのですが、1年目に国の予算が破綻しかけているのではないかとささやかれて、現実に単価の引き下げが行われました。さらに請求業務も非常に複雑になり、サービスの利用についても制約が非常についてきました。新規の利用者についても支給時間の決定についても各区役所の担当者が非常にシビアになりまして、ハードルが高くなっておりました。そして、今回の自立支援法です。

今日は事業所の立場でお話をしようと思っておりますが、法律で私たちがどのように変わったかという、社会秩序を守りながら、介護職として人生を全うすることができるのだろうかという大きな不安が出てきました。この業界で働く私たちが、この制度で人生の糧として、この法律で生きていくという耐久力があるのだろうかという不安があります。

先日のテレビで報道されていましたが、日本の産業の平均年収は552万円だそうです。いろいろ話題になるタクシー業界が、332万円だそうです。私たち介護職は、自給1000円という単価がよく聞かれます。確かに他業種と比べても悪くない単価ですが、月160時間勤務してひと月の収入が16万円です。年収では192万円なんです。これがヘルパーの平均的な年収といえると思いますが、事業所の立場で言うと、身体介護1時間提供すると収入は4000円です。その中で人件費の1000円は収入の4分の1にあたります。そのほかに通信費、交通費、事務経費、運営費などを計上すると4000円でもギリギリです。家事援助というサービスは、収入が1時間あたり1500円程度です。人件費を払うと500円しか残りません。重度の方のサービスは、わずかに加算が付いた場合でも、1800円程度でしょうか。ほとんどのサービスに身体介護とそれに伴う優れた支出が求められるのですが、収入としては厳しいと思います。

2005年に仲間たちと市内の130の事業所にアンケート調査を実施したことがあります。回答率は3割と低かった

2006年12月2日

のですが、切実な声が寄せられました。

その中でも年商に対する回答で一千万円から三千万円という回答が38%を占めています。ヘルパーの登録数は、正職員が182名に対して、パート勤務者が696名という回答でした。しかも、利用者の障害程度は重度の方が83.7%、中度の方が13%、軽度の方が2.2%でした。1割負担が始まった4月以降は中度軽度の方々のサービス利用の抑制が始まっていますので、重度の方へのサービス提供割合は増えていると思われると思います。つまり、1時間1800円程度の収入が事業収入の9割だとしたら、社会秩序を守った事業の継続が果たせるのか。雇用主として従業に対して果たさなければならない労働基準法の遵守すら困難な現状にあります。

この法律において事業所が生き残ろうとすれば、利用者の拡大と単価の高い利用者の獲得によって事業の安定を考えます。つまり利害関係に関わる構造が、この産業全体に及ぶのではないかと危惧しています。このような構造を生み出すことが果たして利用者主体といわれる法律なのかという疑問と、それよりも事業所主体の構造になりかねないという不安があります。

ぜひ日本の国家の英知を尽くした法律に出直していただきたいと思います。

西村

ありがとうございました。最後に北海道障害者雇用問題連絡会の新保さんお願いいたします。

新保 清和(北海道障害者雇用問題連絡会代表)

今日は雇用問題ではなく、10月30日に白石区役所で自殺をなさった方がいますので、そのことを発言させていただきます。

発言の前に皆さんにお願いですが、自殺をなさった方のために30秒間の黙祷にご協力ください。

(黙祷)

今から発言することは、この間あちこちで話をお聞きしている途中ですので、そのこともご了解ください。

先ほどのなくなった方は、10月30日午前8時半に札幌市白石区の福祉事務所の出入り口の駐輪場で亡くなりました。年齢が44歳でした。その方の障害は精神と、性同一性障害でした。

我々の調査では、その方は、5月の中旬に自立支援法の調査が入りまして、その時に調査員に対してやめてくださいと言って、その後体調を崩し、病院へ入院しましたが、10月4日に退院をしました。この方は生活保護を受給されていたので、入院が6ヵ月経つと住宅手当が打ち切りになり、ホームレスになるという危機感を持ちまして退院をされたわけです。

その方が退院の後にDPI日本会議のアンケートの回答文を送っているのですが、その回答文は資料の68ページに出ています。その中で調査に来た精神保健相談員がノルマにあせていたのか、突然アポなしで始めたとあります。そういうこともあり、自殺ということになってしまいました。

私も面識はなかったのですが、この方を偲ぶとともに、私たちのやるべきことを考えるために12月10日に追悼の集いを予定しています。是非ともご参加ください。

西村

ありがとうございました。以上12名の方からご発言を頂戴しましたが、冒頭に申し上げる予定でしたが、風間議員につきましては、所要のために中座されます。

2006年12月2日

与党の方で出している資料につきましては、本日の資料印刷に間に合いませんでしたので、来週、メールで情報提供をしていきたいと思っています。

それから今日はシンポジストの皆様には、事前に申し込みのありました本日の参加者のお名前、団体、市町村が分かるものを提供させていただいています。また、今回の中で議論されました内容につきましてもお送りしたいと思います。

それで、今の指定発言の中で何点か確認をしたいことがあります。

北村さんからありました社会福祉法人の減免の拡大で負担が増えるということですが、社会福祉法人が今回の減免を受けるにあたっては、各種制度的な適応によって社会的負担のコストが軽減されていることから、社会福祉法人としてそういう意味で減免を受けることによって、一部市町村が減免額を負担するが、その市町村負担が少なくなることで、社会福祉法人自体の負担が増えるのではないかとということと、NPO法人に拡大したときに、その部分がどうなのかという懸念ということでもいいでしょうか。

土屋さんからは、ご質問ということでしたが、それぞれシンポジストの方に障害者福祉についてどのように考えているのかということ。さらに、介護保険との統合で負担が増えるのではないかとありましたが、それは介護保険との統合についてどのように考えているのかということでもいいでしょうか。

以上の確認をしましたので、それぞれについてご回答をいただきますが、概ね今回の議論で出てきたことは、一つは施設や病院ではなく本来当たり前の暮らしという地域生活というものが、あるいは普通の生活というものが確保できるのかということ。

それから、そうした地域での生活を実現していくためには、必要なサービスを提供していく基盤が必要だろうと。ただ、そうしたサービス基盤というのが今の報酬体系を含めて考えたときに、事業者側、利用者側の双方の立場から本当にサービス基盤は整備されていくのか。さらに市町村格差をなくするという目的が、サービス基盤なども含めて、むしろ格差の拡大につながるのではないかとという危惧もできました。

そして、その格差を拡大しないためには、きちんとした財源の確保ということが必要ということと、この法律の実施は地域や現場の実態に対応しているのかを検証し、そうでなければ、当然見直しが必要ではないかということだと思います。

さらにこの法律では、雇用ということが非常に重要に言われていますが、これは障害者と支援者だけの努力によるものだけなのか、企業を含めた社会全体の課題としてとらえていくことが必要ではないかということもあると思います。

少々、乱暴ですが、以上のようなことが発言いただいた方々の要旨にあたると思います。

それでは、シンポジストの方々からご回答をいただきたいと思いますが、風間議員が退席をされますので、お時間の許す範囲でご発言をいただきたいと思います。

土屋(江別空色クラブ会長)

補足ですが、介護保険との統合についてではなく、負担増についてです。

西村

医療保険の方が、高齢者が1割負担から、2割負担、3割負担と増えています。それと同じように費用負担率が変わることがあるのかということですね。

風間議員

時間の関係で先に発言させていただくことをお許しください。

ご承知のように、現時点で把握されている限りで、障害者の方は660万人いらっしゃる。そのうち250万人強の方が精神障害者の方で、個別の福祉サービスを体系化して一元化していく必要があるということ、もうひとつは安定的な財源の確保を目指していくために、さらに障害者の方が自立した生活をしていくためには、反対のご意見もありましたが、私は応益負担の部分は変えてはいけないと思います。

しかし、過度な負担、特に障害児を抱えるご家庭の部分については大変ですので、最大会派の自民党の方々とも協議してきちんした対応が必要だろうと思っています。

負担増については、医療そうですし、介護も受けざるを得ない方々が年を重ねると増えていきますから、これ以上の負担はできるだけないようにしなければならぬ。これは与党にしかできないことです。

それから手話通訳の方々の広域的な活動の問題や地域間格差が生じないように、財源の問題も含めて、これは党としてきちんと取り組みたいと思います。

さらにB型就業支援の件ですが、私はA型の継続就業事業の障害者以外の雇用について2割という厳しい上限は撤廃しなければいけないと思っていました。B型については少々勉強させてください。

すべてにお答えすることはできませんが、本当に人間らしい生活をしていくのは障害を持っていようが、いまいが、行っていかなければいけないのが常識です。そのために皆様方からのご意見をいただきながら、さらにきめ細かい対応をしていく必要があると思っています。

西村

風間議員については以上を持ちまして、退席をされます。お礼を込めて拍手でお送りしたいと思います。

西村

続きまして、石崎議員からご発言をお願いいたします。

石崎議員

すべてのご意見、ご質問に答えられないかもしれませんが、お許しください。

紺野さんと澗口さんから出ていた介護職の報酬等の問題ですが、報酬と人材確保の問題が大きな問題になっています。介護保険の方は、規模が急激に増えてきたという問題もありますが、介護報酬は世間の常識からも低いということですから、単価が上がるように努力をしたいと思っています。

それから一色さんから出ていたコミュニケーション支援についての市町村で対応が異なるとありました。また、市町村の財政格差問題も出てきましたが、法律の趣旨からも市町村によって異なるということはおかしなことから、格差が出ないようにフォローをしていきたいと思っています。

また、加藤さんからは雇用政策、住宅政策について力を注げとありました。私もそのとおりだと思っています。

それから國仙さんからの児童が契約制度に馴染むかとお話がありました。私も同じような疑問を持っております。児童養護の方は今も措置制度で、障害児の対策は契約になっているわけで、私はアンバランスだと思っています。いずれにしても親御さんの負担については手直しをしていくべきだと考えています。しかし、法の理念は大事にしながら、手直しをしていきたいと思っています。

2006年12月2日

それから西本さん、合羽井さんは、支援施設についての問題を提起いただきました。これは最初から随分と問題点が指摘されていました。問題点については、これから検討していきたいと思います。

土屋さんの障害政策と介護の問題、1割からさらに負担が増えるのではないかとありましたが、これは現時点ではそういう議論はしていません。

応益負担という問題でこれだけ問題が生じている中で、そういう議論はすべきではないと思います。介護と障害の統合政策は言われていますが、中身については簡単に一緒にできるものではありません。介護、要介護という視点では共通の部分もありますが、障害特性という部分ではかなり違う部分もありますので、これについてはまったくないとお話しておきたいと思います。

それから北村さんのお話は自治体のフォローに対する懸念でした。法人の負担が増えないようにと今回の緊急対策を固めたわけですが、これから予算編成で12月20日までにどれだけのものが勝ち取れるかが勝負です。緊急の対応ということで頑張っていきたいと思います。

北平さんのお話で、中小零細企業も障害者を雇用せよという内容ですが、現在、税制改正の議論をしております、障害者を多数雇用している企業の税制優遇を更に拡大、あるいは要件の緩和ということで要望をしているところです。課徴金の問題については、お金で済ませる企業もあるという問題もあります。法的雇用率の徹底ということで対応していますが、課徴金を財源にしてということでは、逆に企業側に悪用されるというか、逆効果になる可能性もありますから、十分注意しながら、ご提案を受けて全体的に考えていきたいと思います。

西村

ありがとうございました。それでは、逢坂議員お願いいたします。

逢坂議員

今日は皆さんからいろいろな声をお聞きすることができてありがたく思っています。

いろいろ出てきましたが、障害者政策に対する基本姿勢、理念についてということも出ていました。私はこの理念を間違えると、個別の政策も随分違うものになるだろうと思っています。理念について、これは民主党としてということよりも個人として話をさせていただきます。

障害をお持ちの皆さんの問題というのは、障害を持っている方やその周辺にいる方だけの問題ではないということです。1億2700万国民全ての問題なのです。したがって、この問題をこの場で議論することも大切ですが、実態を広く国民の方々に理解してもらうための地道な運動を続けていくことが必須です。

2つ目に、今日もいくつか出ていましたが、政策を議論するときに障害者の政策とか、医療の政策とか、教育とか分けて議論することも大切ですが、最終的には一人の人間として暮らすという視点で、生活全体としてみた政策が必要だということです。

先ほども25000円残るからいいではないかという話がありました。これはとんでもないことです。残りの25000円でしなければならないことは山のようにあり、単にこの法律の自己負担だけで生活が成り立つものではありません。そういう視点がない議論はダメです。一人の人間が、生まれてから死ぬまで、その総体として政策は考えられなければいけないというのが基本的なことです。

3つ目には人が生きていくために、みんなが同じスタートラインに立てるとことです。すなわち基本的な人権ということが保障されなければいけないのです。基本的人権を手にするための条件として、お金があるとか、ないとかの状況で差がついてはいけないということです。

2006年12月2日

かつて日本の国では選挙権について、お金のある人となない人で差をつけていました。男女で差をつけていた時代もありました。今は一票を行使する権利は国民であれば、だれでも等しく一生持てるものです。同じように生きていくための最低限の条件整備も国民が等しく受けられなければいけないのです。

私は、この3つぐらいが福祉政策を考えていく上で重要なことだと思っています。それを踏まえて考えたら、やはり今回の自立支援法はおかしいということに気づくのではないかと思います。

そういう観点で見ると、やはり今の日本の税金の使い方がおかしいのではないかと思います。このお金の使い方を抜本的に見直すということが必要です。当然、福祉や教育分野にお金が回っていく仕組みを作らなければいけません。ただし、道路や橋などを作る公共事業も大事だと思っています。それをやめろというのも無理があります。私たちが暮らすためには道路や橋などが必要なのも事実です。だから社会基盤の整備も含めて、両者のバランス配分を考えなければいけません。それを真剣に考えるのは誰なのか、国民の皆さんにも見極めていただきたいと思っています。

先ほど、障害者の皆さんの雇用が大事だという話がありました。納付金のお話も出ましたが、高齢者と障害者の皆さんの雇用を支援する国関連の団体があるのをご存知かと思っています。

従業員300人以上の企業が、法律で定めた雇用率を達成していない場合、ある種そのペナルティの様なかたちで納付金を納めてもらい運営している機構です。この機構は、1年間に300億円近い納付金が企業から納付されています。そのお金を使って障害者の雇用の向上を図ろうとする、その制度や理念はいいかもしれませんが、しかし、この納付金の使途について、国やその団体は積極的に公表したがないのです。しかも、この機構は貯金が300億も400億もあるんです。障害者の皆さんがとても困っているという現実があるのに、こうしたお金の使いたかがまかり通るとは、一体どうなっているのかと言いたくなります。

今、日本は確かに財政が厳しいのですが、まだまだチェックしたり、見直したりして財源を捻出できる可能性が高いのです。無駄遣いや既得権益を明らかにしないで、財政を絞らなければいけないとの言い分はどこかおかしいのです。こうしたことは、変だぞ、おかしいじゃないかと、皆さんからも声を上げていただきたいと思っています。

それから民主党の考え方を述べさせていただきます。ひとつは、今の臨時国会に障害者自立支援法改正法案を出しています。これには考え方が2つありまして、短期的視点ですぐにやらなければいけないことと、中長期的単位でやらなければいけないことがある。短期的視点では定率1割負担の凍結が必要です。これだけ混乱したのだから、少し時計の針を戻しましょうということです。それから、いま障害児、障害者福祉サービスを提供するための施設運営、事業所運営が大変苦しい状況になっているので、運営が続けられるようなことを大至急やらなければいけない。

中長期的な視点では、障害者の皆さんの所得確保というものをどうやって実現するのか、本腰を入れて考えなければいけないということです。自立支援法の付帯決議の中にも入っているのですが、具体的な検討はまだ何もされていません。

それから自立支援法が施行されて、福祉サービスがどうなっているのかという実態調査やらなければいけません。適切な実態調査がない中で、とりあえず補正予算をつけても、問題の本質を先送りしているだけです。ですから、現場の状態をしっかりと押さえて、対策を講ずることが大事だと思っています。

それから障害程度区分認定の話がありました。従来サービス水準が確保できるように配慮しなければいけません。

また、自治体ごとにサービスに差がついているのは、やはりおかしいことです。これも適切に調査をして自治体ごとに基本的なサービスの部分に差が出ないような仕組みが必要です。付加的なサービスの部分については、それぞれの自治体の特色だと思いますが、基本的なサービスに差が出るのはおかしいのです。

それから精神科病院の敷地内での退院支援施設は、どう見てもおかしいから白紙撤回せよというのが我々の主張です。

それから医療の部分でも支援制度が必要だと思っています。

これらのことを中長期的に改善していかなければいけないというのが私たちの主張です。

最後ですが、先日、衆議院の財務金融委員会でサラ金の問題に関する法律が可決されました。ヤミ金融や高金利の問題で自殺者が多数出ています。それを早急に直さなくてはいけないということで、やっと衆議院を通過しました。しかし、民主党は今回の法律が必ずしもいいとは思っていません。まだまだ改善すべきものと思っていますが、現実には困って自殺する人もいるという状況ですから、万全ではないが賛成をしたのです。その採決の際に本当に不謹慎なことがありました。それは与党の議員の何人かが、「ほら見る、民主党も賛成した」と大笑いをしたんです。私は、その姿を見てどういう議論のプロセスを経て採決に至ったのかを考えもしないで、単に揶揄するその姿に唾然としました。多くの国民が自殺をせざるをえないような深刻な問題を何とか解決しようとして議論をしている。より一歩でも良い制度を生み出したいと議論し、その結果の究極の選択をするという大切な場面で、揶揄して大笑いするような現場感覚の無さに憤りを覚えたのです。

障害者の皆さんの問題もそうですし、国民の問題を考えると永田町のあの部屋の感覚でやってはいけないということです。今日のように皆さんの声や実態や思いを踏まえて、キチンと国民の皆さんが暮らせるように、私たちは頑張っていきたいと思います。ご支援をよろしくお願いいたします。

西村

ありがとうございました。最後になりますが、紙議員お願いいたします。

紙議員

最初に障害福祉に関する考えということですが、やはり理念というのは大事です。

国際障害者年というのがありましたが、その中で掲げている目標は完全参加と平等です。これを本当に実現しようとする乗り越えなければいけない問題がいくつもあると思います。完全参加というと社会に参加が可能な方向でやるということが基本です。平等は、障害を持っている人もいない人も、一人ひとりがそういう意識をいかに持っていけるかということがあると思います。それは気づかないということがたくさんあるからです。

私自身もこれまでいろいろな障害者の皆さんとお話をして聞いたりすることで気づかされたり、知らなかったことを恥ずかしく思ったりして、今につながっています。

そういうことを掲げて理想に向かって進んでいくということが大事だし、障害者の皆さんが暮らしやすくなるということは、お年寄りや子供たちを含めた国民全体にとってやさしい政治になっていくことだと思います。そういうことを皆さんが率先してやっていると思うのです。ですから、自信を持って頑張ってくださいたいですし、私たちも一緒に頑張っていかなければならない。

ところが今回出された法律は、そういう理念から始まって議論をしたのではなくて、財源問題から出発してしまったというところに不幸があると思います。少ない財源の中で、このままいけば足りなくなる。そこで、持続的に行うようにする制度だと言ったんですが、そもそも小さい枠の中で、やりくりしようと思っても限界がある。しかも、応益負担という形で障害者の皆さんにも負担してもらいますとやっていますが、何で益なんだ、納得できないという声が繰り返し皆さん方から出てきました。

私は、25歳で重度の障害を持っている方のお母さんとお話をしましたが、基礎年金約8万円で応益負担では何もかからなかったのが、25000円前後かかるようになったと。今はお父さんが働いて一緒に住んでいるので良いだろうと言われるが、これは25歳の自立した女性の姿ではないと。障害があってもなくても成人になったら誰でも自立したいと思うと。そういうふうに希望すると、自分たち親はいずれなくなっていくそのときに、この子はどうするのか。希望と

してはケアホームに入って、助けをかりながらも生活していけるようにと思っていたが、応益負担になって閉ざされるという話でした。

親の気持ちとして、障害を持ちながらも幸せに、心豊かに生きてほしいとそういう思いに私も心うたれました。そういうときに何で益なんだという話です。理念に照らしても、これはおかしいと思います。

そういう中で私たちは、応益負担ではなくて応能負担に戻せと何度もやり取りをしました。尾辻厚生労働大臣(当事)が限りなく応能負担に近づけていますと発言したが、ならばなぜ応能にしないのかと思うわけです。みんなで支えて維持しなければいけないというのは、そのとおりです。障害者の皆さんだって1円だって負担しないといっているわけではない。払える能力に応じて負担する仕組みにしてほしいというのが願いだと思いますから、それならなぜ応能負担がだめなのかと聞きましたら、限りなく応能負担に近づけておりますから、ご理解を、ということでした。

それでもなおかつ応益負担にしたということは、私はその後の介護保険との統合を考えていたからだと思っています。障害者の予算の枠と介護保険の枠、介護の枠の方が大きい。ですから、大きい枠に入れてやっていけばやっていけると思ったのですが、本来の感覚からいけばおかしい。ももとの枠を増やしていかなければいけないと思うのです。

今日の資料の中にもありますが、私たち日本共産党としては社会に参加していく、自立していくことのためには就労の問題と所得保障の問題は欠かせない。授産施設とか福祉工場とかで工賃を上回る利用料というのは意欲を後退させることになりまますから、負担させるべきではない。小規模作業所も同様です。

一般就労の拡大ということでは、法定雇用率や納付金を引き上げる。それから、精神障害者の適用拡大、それから障害者の就労環境の整備を義務付けるということなどを含めて現行制度の見直しと新たな就労支援策の前進を図ることが必要だと思います。

それから障害、疾患を理由にした不当な差別は禁止するということをやらなければいけない。

国や地方公共団体が特別枠で障害者雇用の枠を拡大していくこともやっていかなければいけないことだと思います。

所得保障ということでは、負担増を求める前に、自立した生活を送ることができるように障害基礎年金、各種手当を大幅に上げるべきだと思います。それから学生無年金者など、すべての無年金障害者の救済を年金制度の枠内で解決する必要があると思いますし、特定障害給付金を障害基礎年金並みに引き上げていくことが必要です。

それから地域生活支援事業の実施状況で言いますと、自治体によって移動支援の事業から撤退するという話しも出てますし、日常生活用具を非課税世帯にも負担させるということですから、そこに対しても対策が必要です。小規模作業所の補助金も北海道を含めて5県で廃止ですね。来年以降は廃止予定が4県あって、検討中が34都府県あります。大幅に予算を増やして自治体の積極的な取り組みをできるようにする必要があるだろうと思います。

それからサービスの基盤が足りないという話がありました。これは不足していると思います。新制度が発足しても精神障害者のグループホームなど、希望するサービスが受けられない事態が起こらないようにしなければいけない。そのために基盤整備のための特別計画の策定をして予算を増やして進める必要があると思います。

障害福祉計画は、それぞれの自治体で決めるものですが、国が示した基準に沿っていなければいけないということで、そこからはみ出ない、出られないということはいけません。これは実情に照らして、それぞれの自治体が必要だということに対して国が支援をしていくというふうにするべきだと。

負担増だけではなくて、報酬単価の問題ですね。この問題の根源はやはり応益負担です。これを変えるということからです。財源問題も諸外国と比べても日本は福祉に対する予算が少ないから、ここから切り替える必要があります。

そのために皆さんと声を合わせて頑張っていきたいと申し上げて終わりにします。

西村

ありがとうございました。長時間にわたりまして、一定の議論ができたかと思いますが、あらためてひとつ確認をしたいことがあります。

資料の15ページに掲載しているとおり、当初、厚生労働省は、ホームヘルプサービスの市町村格差が7.8倍広がっているということを、支援費の制度上の問題点として指摘をしていました。

16ページをご覧ください。この白い棒が人口10万人あたりにあたる障害者福祉サービスにかかる予算です。一番左端にある棒グラフは居宅系の予算です。真ん中が入所施設の予算です。財源問題が非常に大きな問題となっていますが、自立支援法では施設から地域へということが重視されている中で、予算的は居宅系がまだまだ少なく、入所施設が多い現状をあらためて指摘しておきたいと思います。

先ほど、風間議員が日本の障害者は660万人と言われましたが、そのうち施設を利用しているのは70万人弱です。残りは600万人が在宅で生活しています。こうした現状も加味して、障害者予算の執行配分について、見直す必要があると思います。その見直しの中でも居宅サービスの基盤を整備していく、あるいは入所施設が敷地外にグループホームを作っていくことができることではないかと思っています。

それから地域生活支援事業が来年予算の総額が400億円というお話をしましたが、このよう障害者福祉関係の予算というのが、一体どの程度の予算なのかを私たちはあらためて考えなければいけないと思います。

高速道の首都高が5キロ作るのに、あるいは地下鉄の路線を1キロ延ばすのに必要な予算は300億円といわれています。全国の地方自治体を実施する地域支援事業に対する補助金として厚生労働省が要求している予算額は400億円である事実も、私たちは考えなくてはいけないと思っています。

本日のシンポジウムを含めて、私たちは、これまで、この障害者自立支援法につきましては行政や政治に対して要望などを行ってきましたが、これは私たちは自分たちの地域で自立した生活をあきらめることができませんから、この運動は、今後も続けていくこととなります。

この後の私たち当事者運動が、何を考えているのかを最後に説明したいと思います。

ひとつは裁判闘争を考えています。先ほどもお話をしましたが、沖縄県名護市に住んでいる大城さんという筋ジスの方がいらっしゃいます。その方は、全身性の障害者で痰を出したり、就寝中の体位変換や人工呼吸器の作動確認もあり本来24時間介護が必要な方です。

彼は支援費制度ができたときに施設から出て地域生活を始めて、大学に通いました。サービス利用に伴う負担も0円でした。しかし、障害者自立支援法が施行されてから負担は、世帯収入ということで37,200円に増えています。更に不足するサービスについては、別に自己負担によって確保しているためその負担額は月額約10万円になっています。その結果、授業料を払えなくなり彼は大学を除籍になりました。この問題を行政に指摘すると、担当の課長がならば「施設に戻りなさい。」と発言したそうです。

現在、大城さんは不服審査を申し立てているとのことですが、DPI日本会議は日弁連と協議して、こうした事例を障害者110番ということで年明けに受け止めて、それぞれの実態について訴訟を起こしていこうと思っています。これは北海道でも考えています。

それから、来年は4月に統一地方選挙、7月に参議院選挙があります。私たちは今年の衆議院選挙のときに各候補者にアンケートを実施しています。その取り組みを引き続き実施をしたいと思っていますが、あわせて「投票所に行こうよ。キャンペーン」も実施していこうと思っています。このキャンペーンは過去にも実施していますが、私たちが唯一公民権を発揮できるのが来年ということになります。

私たちは、私たち自身の声を発しなければいけません。国民の権利と義務である選挙権を一人ひとりが真剣に考えて投票所に行き、それぞれが考え、感じたことを一票として投じるためのキャンペーンをやっていこうと思っています。

2006年12月2日

日本の福祉施策における基本的な考えというのはノーマライゼーションだと思います。これはノーマル、普通という言葉の語源としていますが、それは保護された施設ではなく様々なリスクがあっても地域での生活を実現することを基本としています。しかし、障害者が地域で生活をしていくときに、様々に困難な状況を抱えています。その困難さは社会的不利という障害と呼ばれました。今、障害者の表示を、ひらがなに変えたりもしていますが、本当は文字を変えるのではなくて、障害者が障害を感じている社会にある障壁や制度を改善していくことが必要だと私は思っています。そして障害のない人と同じように普通に地域で生活ができることが大切だと思います。

以前は、もしかしたら今もかもしれませんが、障害者の社会参加を調査するアンケートの中で、あなたは週何回外出しますかという項目が必ずありました。この外出が障害者の社会参加の一步だったのです。こんな質問を障害のない人にすることはありません。だから、障害者がいつでも自由に外出できるようにするための制度として作っていくことが、ノーマライゼーションの1歩だと思います。

3時間半にわたってシンポジウムを続けてきました。今日の副題は「私たちの声を私たち自身が国会に届けるため」にです。私たち障害者や家族や支援者が発言をしなければ、行政も政治もこの法律の問題点は分からないのです。ですから、私たちはこの後も引き続き発言していくことを確認して、本日のシンポジウムは終わりにしたいと思います。

最後になりますが、年末でお忙しい中ご参加いただいた、石崎議員、風間議員、逢坂議員、紙議員に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

司会(小谷)

ありがとうございました。今回の集会におきまして、アピール文を提案したいと思います。富田さんお願いします。

アピール文(読み上げ:富田)



皆さんの拍手をいただきましたので、これを持って採択ということにさせていただきます。

司会(小谷)

以上を持ちまして、障害者自立支援法に地域の声を届けようシンポジウムパートのすべてを終わりました。この集会にあたり、要約筆記して下さった方々、また手話通訳をして下さった方々にお礼申し上げます。

以上を持ちまして閉会といたします。

集会アピール文

今年4月から「障害者自立支援法」が始まり、障害者福祉や医療制度の利用に当たって「応益負担」が導入されましたが、その結果、障害のある人々に必要な、通所や介護等のサービスを減らすなど、その生活に深刻な影響が出ています。

また、ホームヘルプ事業所やグループホーム、通所施設等、障害のある人びとの地域生活を支えてきたところも、大幅な減収等でサービス提供が困難な状況に陥っています。

そして、移動支援や手話通訳・要約筆記等のコミュニケーション支援も地方自治体まかせにしているだけで国は、必要な予算を確保していません。

法律の施行以降の状況から「障害者自立支援法」は、その名称及び目的とはまったく異なる状況が生み出されていると言わざるをえません。

この法律には、「3年後の見直し」が明記されていますが、このままでは、それまでに多くの障害者がサービスを利用できなくなり、その生活も継続できなくなる事態を招く恐れがあり、早急な見直しが必要です。

障害者や家族の生活、そして、事業者や関係者を直撃している、以下の点について早急な見直しを進めてください。

国会としての良識を発揮していただき、障害のある人びとや関係者の声に応えて、早急に要望内容を実現していただけますよう心からお願いいたします。

1. 障害のある人びとの生活を直撃している福祉・医療の「応益負担」を中止し、障害者本人の生活実態をふまえた負担に変更してください。
2. 国は責任をもって障害のある人びとの実態やニーズ把握を行い、地方自治体が支給決定したサービスや地域生活支援事業に対して財源保障をしてください。
3. 障害者が収容施設や病院内ではなく、地域で人間らしく生きていけるように、支援・サービスの基盤整備について立法措置を含めた拡充策を進めてください。
4. 「障害の定義」を見直し、難病並びに発達障害、高次脳機能障害を含め、あらゆる障害を法制度の対象にしてください。
5. 障害者が地域社会の中で、個人として尊重され、かつ安心して暮らせるように、年金などの所得保障制度を整備してください。

2006年12月2日

「障害者自立支援法に地域の声を届けよう！」シンポジウムPart 参加者一同